

広島県告示第千六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和五年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

尾道市

二 都市計画事業の種類及び名称

因島瀬戸田都市計画ごみ焼却場事業一号因島ごみ焼却場

三 事業施行期間

令和五年九月四日から令和六年六月三十日まで

四 事業地

収用の部分

広島県尾道市因島重井町地内

使用の部分

なし